

(資料二)

平成二十年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	1
島根県手数料条例の一部を改正する条例	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	2
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	9

平成20年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第130号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

邑智郡川本町及び同郡美郷町が福祉事務所を設置することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 西部福祉事務所を廃止すること。
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
 - (1)に伴う規定の整備

3 施行期日

平成21年4月1日から施行する。

第131号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

政治資金規正法の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 政治団体の収支報告書等の写しの交付に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
政治団体の収支報告書等の写しの交付を受けようとする者	
ア 複写機により用紙に複写したものの交付	1枚につき 10円
イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 100円に当該収支報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額
ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	1枚につき 130円に当該収支報告書等の用

の交付	紙1枚ごとに10円を加えた額
-----	----------------

(2) 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付を受けようとする者	
ア 複写機により用紙に複写したものの交付	1枚につき 10円
イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 100円に当該少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額
ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき 130円に当該少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額

3 施行期日

平成21年1月1日から施行する。

第132号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を安来市、雲南市、斐川町及び美郷町に権限移譲すること。

ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

(ア) 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知

- (イ) 登記の完了の届出の受理
- (ウ) 不正行為等の報告の受理
- (エ) 役員の氏名等の変更の届出の受理
- (オ) 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- (カ) 事業報告書等の受理及び閲覧の実施
- (キ) 仮理事及び特別代理人の選任
- (ク) 解散の認定及び解散の届出の受理
- (ケ) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
- (コ) 合併の認証
- (サ) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
- (シ) 裁判所に対する意見の陳述及び調査
- (ス) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- (セ) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
- (ソ) 警察本部長の意見の聴取
- イ 租税特別措置法施行令に基づく事務
 - 特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付
- (2) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を川本町、美郷町及び邑南町に権限移譲すること。
- (3) 保育所を営する事業のみを行う社会福祉法人に係るものに限り松江市に権限移譲している社会福祉法に基づく次の事務について、松江市の区域のみにおいて事務所又は事業所を有する社会福祉法人（松江市の区域を越えて事業を行う社会福祉法人で規則で定めるものを除く。）に係るものを松江市に権限移譲すること。
 - ア 社会福祉法人の定款の認可等
 - イ 社会福祉法人の仮理事及び特別代理人の選任
 - ウ 社会福祉法人の監事からの報告の受理
 - エ 社会福祉法人の解散又は合併の認可、認定等
 - オ 社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理、業務状況等の報告の徴収又は検査
 - カ 社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、

役員の解職の勧告及び弁明の機会の付与並びに解散命令

(4) 社会福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲すること。

ア 裁判所に対する意見の陳述及び調査

イ 軽費老人ホームの設置、変更又は事業の廃止の届出の受理又は許可

ウ 第二種社会福祉事業（老人福祉センターを経営する事業及び生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業に限る。以下同じ。）の開始、変更又は廃止の届出の受理

エ 軽費老人ホーム及び第二種社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収、検査若しくは調査、経営の制限、停止の命令又は許可の取消し

オ 軽費老人ホームの経営者に対する措置命令

カ 社会福祉事業の経営者に対する経営の制限、停止の命令又は許可若しくは認可の取消し（松江市に権限移譲されている児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく施設の設置又は開始の届出、許可又は認可を必要とする社会福祉事業に係るものに限り、放課後児童健全育成事業に係るものを除く。キにおいて同じ。）

キ 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者に対する寄附金の募集の許可、当該許可に係る条件の付与及び当該募集の結果の報告の受理

(5) 老人福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲すること。

ア 老人居宅生活支援事業の開始、変更又は廃止若しくは休止の届出の受理

イ 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター（以下「老人デイサービスセンター等」という。）の設置、廃止、休止又は変更の届出の受理

ウ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の設置、廃止、休止、変更等の認可又は届出の受理

エ 老人居宅生活支援事業を行う者若しくは老人デイサービスセンター等の設置者（以下「老人居宅生活支援事業者等」という。）又は養護老人ホーム等の設置者等に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査

オ 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する措置命令

カ 老人居宅生活支援事業者等に対する事業の制限又は停止の命令

- キ 養護老人ホーム等の設置者に対する各種命令又は認可の取消し
 - ク 地方社会福祉審議会の意見の聴取
- (6) 介護保険法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲すること。
- ア 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する報告若しくは物件の提示の命令又は質問
 - イ 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対する報告の命令又は質問
 - ウ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設又は指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に係る指定、指定の更新、指定の取消し若しくは効力の停止又は変更、廃止、休止若しくは再開の届出の受理
 - エ 介護老人保健施設に係る開設若しくは入所定員等の変更の許可、開設の許可の更新、医師以外の者に施設を管理させることの承認、広告事項の許可又は変更、廃止、休止、再開、開設者の死亡等の届出の受理
 - オ ウの指定若しくは指定の更新（指定居宅サービス事業者等及び指定介護老人福祉施設に係るものに限る。）又はエの開設の許可若しくは開設の許可の更新をしようとするときの関係市町村長への通知及び関係市町村長からの意見の聴取
 - カ 指定居宅サービス事業者等又は介護老人保健施設に対する各種命令、出頭の要求、質問若しくは立入検査、勧告、公表又は公示
 - キ 指定居宅サービス事業者等又は介護老人保健施設に係る各種通知の受理
- (7) 医師法施行令、歯科医師法施行令、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、診療放射線技師法施行令、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律施行令、理学療法士及び作業療法士法施行令、視能訓練士法施行令、栄養士法、調理師法、薬剤師法施行令及び製菓衛生師法に基づく事務のうち、次の事務を安来市に権限移譲すること。
- ア 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士及び調理師の氏名等の届出の受理及び知事への送付
 - イ 免許の申請の受理及び免許証の交付（歯科衛生士に係るものを除く。ウからカまでにおいて同じ。）
 - ウ 籍又は名簿の登録事項の訂正又は削除の申請の受理

- エ 免許証の書換え交付の申請の受理及び免許証の書換え交付
 - オ 免許証の再交付の申請の受理及び免許証の再交付
 - カ 厚生労働大臣又は知事に返納される免許証（診療放射線技師に係るものを除く。）の受理
- (8) 死体解剖保存法施行令に基づく事務のうち、次の事務を安来市に権限移譲すること。
- ア 保健所長の許可を受けずに死体の解剖をできる者として厚生労働大臣の認定を受けるための申請の受理及び厚生労働大臣が発行する認定証明書の交付
 - イ 認定証明書の再交付の申請の受理及び認定証明書の再交付
 - ウ 厚生労働大臣に返納される認定証明書の受理
 - エ アの認定を受けた者の住所の変更の届出の受理
- (9) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲すること。
- ア 公立の保育所の設置、廃止、休止又は変更の届出の受理
 - イ 公立の保育所に対する報告の徴収、質問又は立入検査
 - ウ 公立の保育所の設置者に対する改善の勧告又は命令及び事業の停止の命令
- (10) 母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、奥出雲町、邑南町、海士町、西ノ島町及び知夫村に権限移譲すること。
- ア 母子・寡婦福祉資金の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
 - イ 母子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
 - ウ 母子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
 - エ 母子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
 - オ 母子・寡婦福祉資金に係る違約金の徴収の特例に係る申請の受理
 - カ 母子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
 - キ その他母子及び寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
- (11) 松江市が島根県ひとにやさしいまちづくり条例と同等以上の効果が期待できる条例を定めることにより当該条例の適用が除外されることに伴い、当該条例に基づく事務の権限移譲先から松江市を削除すること。
- (12) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務のうち、次の事務（準用河川に係るものに限る。）を大田市に権限移譲すること。
- ア 公共的施設に係る適合証の交付

- イ 特定公共的施設の新築等の届出の受理
- ウ イの届出をした者に対する必要な指導及び助言
- エ イの届出をしないで特定公共的施設の新築等の工事に着手した者に対する勧告及び立入調査

(13) 次の事務を雲南市に権限移譲すること。

- ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託
- イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託

(14) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を飯南町及び美郷町に権限移譲すること。

ア 簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の指示

イ 簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令

ウ 簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

(15) 農地法に基づく事務のうち、次のアの事務並びにエ及びオの事務のうちアの許可に係るものにあつては松江市、出雲市及び雲南市に、次のイからカまでの事務（エ及びオの事務にあつては、アの許可に係るものを除く。）にあつては邑南町に権限移譲すること。

ア 住所のある市町村の区域外にある農地等の権利の設定又は移転の許可

イ 農地の転用の許可（面積が2ヘクタールを超えないものに限る。ウにおいて同じ。）

ウ 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可

エ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転

オ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴収

カ 違反転用に対する監督処分

(16) 農業協同組合法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲すること。

ア 農事組合法人の定款の変更、成立、解散、合併等の届出の受理

イ 農事組合法人の一時理事の職務を行うべき者の選任

ウ 農事組合法人の解散及び清算の際の裁判所に対する意見の陳述及び調査

エ 農事組合法人の解散の登記の嘱託

オ 農事組合法人に対する報告の徴収、資料の提出の命令、業務又は会計の状況の検査及び措置命令その他の命令

- (17) 森林法に基づく事務のうち、次の事務を奥出雲町に権限移譲すること。
- ア 民有林の開発行為の許可及び監督処分（面積が5ヘクタールを超えないものに限る。）
 - イ 保安林の指定又は指定の解除
 - ウ 保安林内の立木の伐採又は行為の許可
 - エ 保安林に係る監督処分
- (18) 電気用品安全法に基づく事務のうち、次の事務を雲南市に権限移譲すること。
- ア 電気用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収
 - イ 電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査又は質問
 - ウ 電気用品の所有者又は占有者に対する電気用品の提出の命令
 - エ ウの命令によって生じた損失の補償
 - オ アからウまでの事務を行った場合における経済産業大臣への結果の報告
 - カ イの立入検査又は質問を行ったときにおいて、法令に違反する事実がある場合における経済産業大臣への報告書の提出
- (19) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、次の事務を雲南市に権限移譲すること。
- ア 都市計画区域内等の一定の土地（以下「対象地」という。）を譲渡しようとする場合の届出の受理
 - イ 地方公共団体等に対する対象地の買取り希望の申出の受理
 - ウ 対象地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び通知
 - エ 対象地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知
- (20) 都市計画法に基づく事務のうち、次の事務を江津市に権限移譲すること。
- ア 開発行為の許可、変更の許可等
 - イ 開発行為に関する工事の完了検査等
 - ウ 開発区域内の土地における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認
 - エ 開発行為に関する工事の廃止の届出の受理
 - オ 開発区域内の土地の建築物の建ぺい率等の指定及び建築の許可
 - カ 開発区域内又は開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許可

- キ 開発許可に基づく地位の承継の承認
 - ク 開発登録簿の調製、保管、登録、附記、修正、閲覧、写しの交付等
 - ケ 開発行為に関する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言
 - コ 開発行為等の規制に違反した者等に対する命令、必要な措置の執行等
 - サ 開発行為又は建築に関する証明書等の交付
- (21) 租税特別措置法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市及び雲南市に権限移譲すること。
- ア 一団の宅地面積が1,000平方メートル以上の場合における優良住宅の新築の認定
 - イ その他租税特別措置法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
- (22) 都市計画法施行条例の一部改正
- (23) 引用する条項の整理
- (24) その他規定の整理
- 3 施行期日
- 平成21年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については平成21年10月1日から、2の(11)及び(12)については平成21年1月1日から施行する。

第133号議案

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の施行に伴い、警察本部の内部組織に係る所掌事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関することを追加すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。